最高裁規則

○最高裁判所規則第十四号

民事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十二日

最高裁判所

民事執行規則の一部を改正する規則

民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　債務者の財産状況の調査 ［第一節　略］ 第二節　第三者からの情報取得手続（第百八十七条―第百九十三条） 第三節　扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の特例（第百九十四条―第百九十九条） 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節　同上］ 第二節　第三者からの情報取得手続（第百八十七条―第百九十三条） 附則
（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類） **第百八十七条**　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～三　略］ ［2　略］ 3　第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。 ［4　略］	（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類） **第百八十七条**　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～三　同上］ ［2　同上］ 3　第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。 ［4　同上］

（申立ての取下げの通知等）

第百九十三条　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第二百八条第一項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知しなければならない。

［2　略］

3　第二条第一項の規定にかかわらず、法第二百八条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。

第三節　扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の特例

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立書の記載事項の特例）

第百九十四条　法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第百九十七条第一項の規定による財産開示手続の申立書には、第百八十二条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲

二　債権の一部を差し押さえる場合にあつては、その範囲

2　前項の申立書には、できる限り、債務者の氏名の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならない。ただし、債権者が法第百六十七条の十七第二項に規定する別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

［新設］

（申立ての取下げの通知等）

第百九十三条　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第二百八条第一項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知しなければならない。

［2　同上］

3　第二条第一項の規定にかかわらず、法第二百八条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。